

# マイナンバーカードはもうお持ちですか？



## ① マイナンバーカードはどうしたらもらえるの？

必要書類を持って市役所市民課窓口に行きましょう。

カードを取得されていない方には、令和4年7月頃に、国から通知が送られています。



### 【申請時に必要なもの】

- 本人確認書類（※）を1点お持ちください
- 顔写真（無料で撮影いたします）
- 国から送付された申請書をお持ちの場合はご持参ください  
※本人確認書類は、運転免許証や健康保険証、パスポートなど（氏名・生年月日または氏名・住所が分かるもの）

### 【その他申請可能場所】

- 市内郵便局（北灘・堂浦・高島・土佐泊・里浦・堀江）
- ご自身のスマートフォン等からも申請することができます。

### 【受取時に必要なもの】

- 本人確認書類  
運転免許証等顔写真付きのものなら1点。  
その他場合は2点必要です。  
（例：健康保険証十年金手帳など）
- 交付通知書
- 個人番号通知カード  
（紛失された方も受け取れます）



個人番号通知カードは、平成27年に国からすべての国民に送付されたものです。

## ② マイナンバーカードは何に使えるの？

### 1. 顔写真付きの公的身分証明書になる

マイナンバーカードの申請は15歳以上の方なら自分で申請することができ、無料で取得できます。  
（0歳から14歳の方は、保護者からの申請が必要です。）

### 2. 証明書が全国のコンビニで取得できる

鳴門市に本籍または住民票を置かれている方は、全国のコンビニエンスストアで、住民票の写し等の各種証明書が取得できます。窓口の取得と比べ、待ち時間もなく手数料も安くなります。詳しくは表面をご覧ください。

### 3. 今後さらに使い道が広がる

- 健康保険証として使うことができます。  
（令和6年度秋に現在のものから、原則マイナンバーカードに移行される予定です。）
- 運転免許証としても利用される予定です。  
（令和6年度未予定）

【マイナンバーカードのお問い合わせ】  
鳴門市役所 市民課 TEL：684-1092

## ③ こんな時はどうする？

